（様式第１号）

管 理 番 号

―

令和　　年　　月　　日

石川県知事　馳　浩　様

　石川県賃貸型応急住宅入居申込書

「災害救助法の適用がある災害時における賃貸型応急住宅実施要綱」を確認し、以下により入居を申し込みます。なお、この申込書に記載の内容について、事実に相違ありません。

【申込者】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 生　年　月　日 |
| 氏　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　 年　　月　　日 |
| 住　所（避難前の住所） | 〒□持家　□賃貸物件　□公営住宅 |
| 現在の居住地（避難施設等） | 現在の居住地について、下記のいずれか○をしてくだい。　・避難所　・ホテル旅館　・自宅　・親戚、友人宅　・その他（　　　　　　　　　） |
| ※避難所名、ホテル旅館名を記載してください。※親戚宅等に居住されている場合は、名前と住所等を記載してください。 |
| 電話番号 |  | （緊急連絡先） |

※昼間に連絡がつく電話番号を記入してください。

【申込み住宅の概要】

・別添「入居希望物件概要書」のとおりとする。

【入居予定者】申込者以外の入居予定者について記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入居する親族等 | 氏　名 | 性別 | 続柄 | 生年月日 | 年齢 | 備　　考(高齢者、障がい者、要介護等の特記事項など) |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

【被災状況等の確認】　該当する項目に☑を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １　被災した　住宅の状況 | □　住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない□　半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う□　二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認められた□　災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が１か月を超えると見込まれる（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。）□　その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた |
| ２　資力要件 | 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない。□　はい　　　□　いいえ |
| ３　個人情報 | 記載された個人情報を、被災者支援のため、他の機関等に提供することの同意□　同意する　□　同意しない |
| ４　その他 | １　災害救助法が適用された市町に、令和6年1月1日時点において居住していた　　□　はい　　　□　いいえ２　災害救助法による被災した住宅の応急修理を申請しておらず、今後の予定もない　　□　はい　　　□　いいえ３　既に応急仮設住宅の提供を受けていない　□　はい　　　□　いいえ４　申込者及び入居者が暴力団構成員等ではない□　はい　　　□　いいえ５　申込者は世帯主ですか□　はい　　　□　いいえ（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ５　必要書類 | □　石川県賃貸型応急住宅入居申込書（様式第１号）□　入居希望物件概要書（様式第１号の２）□　同意書（様式第３号）　※ 確約書（様式第３号の２）の提出があれば事後でも可□　誓約書（様式第４号）□　住民票（入居予定者全員分）□　罹災証明書※ 要綱第６条(1)②、④に該当する場合（他項目に該当する場合は、事後でも可）----------------------------（必要に応じて添付）--------------------------------□　申出書（様式第５号）　※ 要綱第６条(1)②～⑤に該当する方のみ□　応急危険度判定調査票※ 要綱第６条(1)③に該当し、かつ応急危険度判定により、「危険（赤色）」と判定され、住宅に立ち入ることが困難な方のみ□　受付済の災害救助法の住宅の応急修理申込書※ 要綱第６条(1)④に該当する方で、既に応急修理申込をしている場合□　委任状（様式第７号）　　※ 貸主が代理人に委任する場合のみ |

【注意事項】

　・「賃貸型応急住宅」とは、民間の賃貸アパートなどを市町が借り上げ、提供する住宅です。

　・家賃は無料ですが、駐車場使用料、光熱水費、自治会費、入居者の故意・過失による損壊に対す

る修繕費等は入居者負担となります。

　・入居期間は入居日から２年以内となり、応急修理制度を併用する場合は条件が異なりますので、ご注意ください。

　　※災害時に民間賃貸住宅や公営住宅に居住されていた方は、入居日から１年以内となります。